

川崎市児童福祉審議会（第2部会）摘録

1 開催日時・場所

日時：令和7年1月22日（水）18時30分～19時30分

場所：川崎市役所本庁舎15階こども未来局会議室及びオンライン会議

2 出席者

(1) 委員：坪井葉子部会長、中島春美副部会長、山鼻昭夫委員、関口博仁委員
奥村尚三委員、岩井沢美穂委員、穂苺千恵委員

(2) 所管課：(保育第1課)岡田課長
(保育第2課)大場課長
(幼児教育担当)田中担当課長

(3) 事務局：(企画課)佐藤課長、小島担当係長、西川職員

3 傍聴者

なし（川崎市審議会等の会議の公開に関する条例に基づき公開）

4 資料

資料1 川崎市児童福祉審議会条例の一部改正について

資料2 こども誰でも通園制度について

資料3 川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する条例の制定について

参考1 川崎市児童福祉審議会第2部会委員名簿

参考2 川崎市児童福祉審議会第2部会行政出席者名簿

参考3 川崎市児童福祉審議会条例

5 議事1 川崎市児童福祉審議会条例の一部改正について（報告事項）

○資料1をもとに所管課（佐藤企画課長）から説明。

【質疑応答なし】

6 議事2 こども誰でも通園制度について（報告事項）

○資料2をもとに所管課（岡田保育第1課長）から説明。

【委員】 この制度は一時保育全体のことと捉えてよいか。

【所管課】 今保育所で実施している一時保育事業とは別の事業になる。利用時間や利用対象者が異なっており、制度上は別の事業になる。

【委員】 一時保育だと、上限時間を定めているところと定めていないところがあるのかと思うが、誰でも通園制度はどんな方でも月10時間以内ということか。

【所管課】 一時保育は、利用形態・理由等が定められており、それぞれに利用の上限が設定されているが、誰でも通園制度は、特に利用する条件はないが、利用時間は月10時間が上限になっている。現状では、利用者の方のほうでうまく使い分けたりしているが、明確な違いがはっきり分からないというところは課題になっている。この点については引き続き、国での検討も含めて、制度のすみ分け

を検討していく必要がある部分だというふうに考えている。

【委員】 違いがもう少し明確に分かるとよいと思う。非常にいい制度なので、お母さんがちょっと何かあったときに、預けたいときに利用できるよい制度だと思う。補助単価に「障害児を受け入れる場合」とあるが、障害児の基準はあるか。

【所管課】 今年度の試行的事業においては、障害者手帳等の手帳を持っている方を対象としている。来年度以降については、一時保育事業では手帳を持っていないお子さんも障害児の受入れの加算の対象にしており、誰でも通園制度での取扱いについては、引き続き検討していく予定となっている。

【委員】 手帳の取得までいかない障害があると判断される子どもが増えており、こういったお子さんをお持ちの保護者の方のほう割と利用したいという方が多かたたりするので、今後、基準をあまり設けずに、たくさん障害があっても受け入れていってもらえるとよい。

【委員】 現在、誰でも通園制度や一時保育を利用したいとなったときに、区役所等で案内は実施しているのか。

【所管課】 区役所窓口では、両方の制度の案内をしている。実際の利用に関しては、直接その園に行って利用契約を結ぶという形になる。

【委員】 一時預かり的に預けたいといったときに、相談の窓口とか、相談に乗ってくれるシステム自体はあるのか。

【所管課】 一時預かりの専門窓口があるわけではないが、区役所や保育・子育て総合支援センターで子育て相談を受けたときに、選択肢のひとつとして、一時保育やこども誰でも通園制度を実施している施設を紹介するということは現在でも行っている。

【委員】 この先発展していく制度だと思うので、引き続き分かりやすく案内していただけるとありがたいと思う。

麻生区の利用者が少ない、あるいはもともとの定員が少ないのかと思うが、利用しやすいの公平性というのは、今後、区によって著しく違うことがないように配慮していくのか。

【所管課】 区役所窓口では、両方の制度の案内をしている。実際の利用に関しては、直接その園に行って利用契約を結ぶという形になる。

【委員】 現在、誰でも通園制度や一時保育を利用したいとなったときに、区役所等で案内は実施しているのか。

【所管課】 今年度麻生区の施設で利用が少ない理由としては、麻生区で実施している事業者の受入れ人数や利用時間、利用可能な日時の設定がちょっとほかの区の実施園に比べて少ないというところも1つの要因になっていると思う。

麻生区にお住まいの方が、多摩区の園を使っている状況も見られるが、やはりお住まいの場所の近くにあるところに通っていただけるよう、来年度以降、麻生区の施設に対して、制度の説明をより丁寧にやっていかなければいけないと考えている。

【委員】 麻生区の実施施設や定員を見たときに、やはり少ないのかなという印象があるが、全体を見たときに、市民の皆様にも不公平感があまり著しく起こらないような方策をぜひ考えていただきたい。

小規模保育所や家庭的保育な小規模の事業所は、保育者の所属人数も少ないと

思うが、そういったところでもうまく対応ができるのか、新しい人たちを受け入れるに当たって、何か補助的なものがあるのか。大きな事業所だと、保育者もある程度人数がいて、いろいろな人員配置ができるのかなと想像するが、もともとスタッフの人数が少ないところでも、特に問題なく運用できる仕組みなのか。預ける側からすると、保育士がどのくらい配置されているのかということもは気になるところかと思うので、保育者の人数が分かるようになっているとよい。

【所管課】 小規模な施設では、在園児と合同で実施するというやり方が、今年度はメインになっていて、もともと配置されている体制の中で、空いているところに誰でも通園を利用するお子さんが入って、保育を行うというような形が多い。そういう場合に、保育者の負担がかなり重いという意見が出ており、令和8年度以降の本格実施に向けては、市独自で負担軽減や保育の安全確保に取り組む必要性も含めて、市としての制度設計を行っていきたいと考えている。

【委員】 虐待予防の事例検討会をずっとやっている心理職の立場からも、この制度は非常に重要な制度だと思っている。

現時点でもアンケートを実施・分析中のことだが、次年度は、いわゆる質的研究として、事業所にヒアリングを実施して、支援が必要な家庭について、事業所と地域みまもり支援センターとの連携をつくって行ってもらいたい。

【所管課】 今後、検討していきたい。

7 議事3 川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する条例の制定について（報告事項）

○資料3をもとに所管課（岡田保育第1課長）から説明。

【質疑応答なし】